

あけび書房 株式会社

## ①日本複写権センターの閉鎖性を改善していただきたいこと

著作権等管理事業法が施行され、複数の著作権等管理事業者が誕生したとはいえ、同センターが指定管理事業者指定されているように著作物複写権分野に占める位置・シェアの多さ、出版界をほぼ包括する構成団体を内包している組織実態などの実状からすれば、同センターは単にひとつの著作権等管理事業者とは違い、その公益性は極めて大きなものがある。そして、その公益性を担保するためには、まずは広く公平に団体・出版者・著作権者に開かれたものでなければならぬことは明白であろう。開かれた組織であるためにはまずは、新規入会がしやすいかどうか問題となる。

しかしながら、同センターは過去のみならず現在においてもはなはだその点でも閉鎖的といわざるを得ない実態を有している。

例えば、同センターの入会金及び年会費はきわめて不公平であり、それが同センターへの新規加入の大きな阻害要因となっている。つまり、団体の規模にかかわらず、一律に入会金 30 万円、年会費 60 万円となっている。これでは、例えば出版者著作権協議会（旧来からの同センター会員）のような巨大組織にとっては有利だが、弱小団体あるいは出版社単独で加盟をする際には、きわめて不利である。ちなみに小社が属している出版流通対策協議会もそれがネックとなり、同センターへの直接加入を断念せざるを得なかった経緯がある。

事業法の施行によりいくつかの管理事業者が存在することとなったが、団体・出版者・著作権者がどの事業者と委託契約を結ぶか選択する際に、そもそも同センターのように入会金・年会費が高額とすることとなれば、その事業者を選択することが事実上できなくなる。これは事実上、選択権の侵害ということにもなる。公益性の高い同センターがこのような事態のままにあることは、大きな問題であろう。従って、文化庁にあっては同センターに、入会金・年会費の不公平さをたすよう、強く指導していただきたい。具体的には例えば、入会金は無料（それが無理なら、団体の規模に応じた額）、年会費はその団体への複写使用料分配金の何%というようにすれば、きわめて公平であろう。

## ②視力障害者等の読書権と出版者・著作権者の出版権・著作権を同時に保障・保護する施策を進めていただきたいこと

著作権法で「盲人」のための点字本複製は認められているものの、視力障害者で点字が読める方は 10%に満たない実態がある。多数の視力障害者にとって、点字本はほとんど役に立たず、彼らにとっては録音テープや大活字本のほうがはるかに便利である。しかし、点字本以外は著作権者にわざわざ許諾を得なければならない。そのようなことで、視力障害者の読書権は事実上保障されていないのが実状である。それは視力障害者に限らず他の障害者、寝たきりの方、入院児などについても同様である。一方、出版者・著作権者側からすれば、事前許諾なしにむやみに録音テープや大活字本を制作されることには出版権・著作権の侵害ともなりかねない。このような事態のなかで大切なことは、文化庁等行政が読書権と

著作権を調和させ、同時に保障する施策を講じることであろう。  
もっともこの点の主要な課題は著作権法の改正ということになるが、事業法の制度及び運用等においても今後、留意・改善をお願いしたい。

③広く関係者から意見を聞いていただきたいこと

今後、複写権、貸与権その他著作権にかかわることについて、広く多くの団体・出版者・著作権者から意見を聞くことに努めていただきたい。特に、立場の弱いわゆる弱小団体・出版者・著作権者からの意見聴取に特段の尽力をいただきたい。

以上